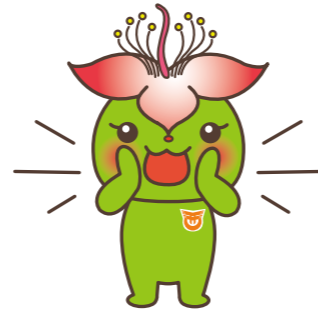


あなたの熱意を地域で活かしてみませんか？ 毎年5月12日は「民生委員・児童委員の日」です

民生委員・児童委員は厚生労働大臣からの委嘱を受け、一定の地域を担当し住民の生活状況の把握、要保護者の保護指導、福祉施設との連絡及び協力などの業務を行っています。

主な活動

- ①生活の実態や福祉ニーズの把握に努めます。
- ②生活上のさまざまな相談に応じます。
- ③介護や福祉の制度・サービスの情報提供をします。
- ④必要なサービスが受けられるよう調整・支援します。



町では、民生委員・児童委員を募集しています。興味のある方は、お気軽にお問合せください。

お問い合わせ ☎ 福祉課 社会福祉係 098-945-4791 西原町社会福祉協議会 098-945-3651

赤十字の活動にご支援を！～5月は「赤十字会員増強運動」月間～

日本赤十字社では、5月1日～31日までの1カ月間を「赤十字会員増強期間」として、事業資金の募集を行っています。皆様からの寄付金は、飢餓、貧困等に苦しむ人々の救護、輸血用血液の供給、青少年の健全育成事業などの財源に充てられます。

地域の自治会役員などが、各家庭に寄付金のお願いのために訪問しますので、ご理解とご協力をお願いします。

令和7年度西原町分区における社費及び寄付金総額

2,683,263円

日本赤十字社沖縄県支部西原町分区 分区長 崎原 盛秀



お問い合わせ ☎ 福祉課 社会福祉係 098-945-4791

満65歳以上の非課税世帯の方へ ～加齢性難聴者に対する補聴器購入費用を助成します！～

西原町に住所を有する方で、補聴器の使用が必要と認められる方に補聴器の購入費用の一部を助成します。

詳細

■対象者／①～③をすべて満たす方

- ①申請時に「満65歳以上」で住民税非課税世帯の方
- ②聴力が下記の基準を満たした方で、医師からの補聴器が必要と判断された方
四分法において両耳が50デシベル以上、または片側の耳が40デシベル以上かつもう片方の耳が80デシベル以上の方
- ③他の制度(身体障害手帳など)で補聴器の補助・交付を受けられない方

■助成内容

補聴器本体1台分の購入費として、一人上限3万円まで

■令和8年度の受付期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで ※ただし予算(およそ15名分)が無くなり次第、年度途中で終了します。

■申請の流れ

①福祉課で相談 ▶ ②医師から意見書の徴取 ▶ ③助成決定 ▶ ④補聴器購入 ▶ ⑤領収書等の提出 ▶ ⑥助成金の振込

■その他

助成の対象となるか確認が必要ですので、必ず事前に福祉課で相談を受けてください。助成決定前に補聴器を購入した場合は、対象外です。



お問い合わせ ☎ 福祉課 社会福祉係 098-945-4791

《第十二回戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求について》

第十二回特別弔慰金の請求手続きが令和7年4月1日から開始されています。

恩給法による公務扶助料や援護法による遺族年金などを受ける方がいない場合に、第十二回特別弔慰金として額面27万5千円、5年間償還の記名国債が支給されます。

請求手続きがお済みの方へ

第十二回特別弔慰金の国債の交付が遅れています。交付の準備が整いましたら決定通知を送りますので、それまでしばらくお待ちください。

請求手続きがまだの方へ

請求期間が令和10年3月31日までとなっています。お早めに手続きをお願いします。



お問い合わせ ☎ 福祉課 社会福祉係 098-945-4791

《下水道接続工事に補助金を交付します》

敷地内の排水設備工事(浄化槽などから下水道への切替工事)に補助金を交付します。きれいな海や川を守り、快適な生活環境の向上を図るために、早めに下水道への接続をお願いします。

▼ 交付内容 ※新築建物の工事は除きます。

建物の種類	合併処理浄化槽を設置している建物	単独処理浄化槽または、くみ取り式便所を設置している建物
補助額	工事費が5万円以上の場合、5万円	工事費が10万円以上の場合、10万円
	工事費が5万円未満の場合、掛かった金額	工事費が10万円未満の場合、掛かった金額

補助対象は、下水道が使用できる区域で、下水道への接続が可能になった日以降に申請された補助金交付規程の条件に合うものです。詳細は、西原町ホームページ(トップページ▶情報をさがす▶補助・助成▶住まい・インフラ▶下水道接続工事の補助金について)をご確認いただくか、上下水道課へお問い合わせください。

【注意】工事の途中または完了後の申請はできません。

必ず、工事着手前に補助金交付決定を受けてください！

詳細はこちら▶



お問い合わせ ☎ 上下水道課 下水道施設係 098-945-4934

《合併処理浄化槽への切替え工事に補助金を交付します》

現在ご家庭で「くみ取り式便所」や、し尿のみを浄化する「単独処理浄化槽」を利用されているみなさん、家庭内からでる生活排水を浄化処理できる「合併処理浄化槽」へ切り替えて、環境浄化に貢献しませんか？

合併処理浄化槽への切り替えについて、下記の条件を満たす方は補助を受けることができます。詳しい内容については、上下水道課へお問い合わせください。

対象者 ▶▶▶ 単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽へ切り替えようとする方で、次の条件をすべて満たす方が対象となります。

- ①処理対象人員10人以下の浄化槽を設置しようとする者
- ②古い浄化槽の撤去および新しい浄化槽の設置工事のみを行う者(建築確認申請を伴う増改築を行う方は対象外となります)
- ③7年以内に下水道整備が見込まれない地域に居住する者

補助額 ▶▶▶ 5人槽 332,000円 6～7人槽 414,000円 8～10人槽 548,000円

詳細はこちら▶



お問い合わせ ☎ 上下水道課 下水道施設係 098-945-4934